
平成22年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成22年6月14日(月曜日)

議事日程(第5号)

平成22年6月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第54号 平成22年度由布市一般会計補正予算(第2号)の訂正の件
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第2号 平成21年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 平成22年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第4号 平成21年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成21年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」
- 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度由布市一般会計補正予算(第1号)」
- 日程第15 議案第46号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第47号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第48号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 由布市青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第51号 由布市下湯平共同温泉条例の一部改正について
- 日程第21 議案第52号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第55号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第56号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第57号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第58号 平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約の締結について

追加日程

- 日程第1 発議第9号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書
- 日程第2 発議第10号 「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」成立に反対する意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）の訂正の件
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第2号 平成21年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 平成22年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第4号 平成21年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成21年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の

- 一部を改正する条例」
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」
- 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成22年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第15 議案第46号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第47号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第48号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 由布市青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第51号 由布市下湯平共同温泉条例の一部改正について
- 日程第21 議案第52号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第55号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第56号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第57号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第58号 平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約の締結について

追加日程

- 日程第1 発議第9号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書
- 日程第2 発議第10号 「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」成立に反対する意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（21名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷲野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |

13番 太田 正美君
14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君
16番 利光 直人君
18番 小野二三人君
19番 工藤 安雄君
20番 生野 征平君
21番 佐藤 人已君
22番 渕野けさ子君

欠席議員（1名）

17番 久保 博義君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君
書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	野上 安一君
総務課長	佐藤 式男君	財政課長	秋吉 孝治君
総合政策課長	相馬 尊重君	会計管理者	工藤 浩二君
産業建設部長	佐藤 省一君	健康福祉事務所長	河野 隆義君
環境商工観光部長	溝口 博則君		
環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長			加藤 康男君
挾間振興局長	目野 直文君	庄内振興局長	服平 志朗君
湯布院振興局長	古長 雅典君	教育次長	島津 義信君
消防長	平松十四生君	代表監査委員	佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（渕野けさ子君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には連日の御審議、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。久保博義議員から、病気加療中のため欠席届が出ていま

す。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第5号により行います。

○議長（**渕野けさ子君**） まず、日程第1、議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）の訂正の件について議題とします。

では、市長から議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）の訂正の理由の説明を求めます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 皆さん、おはようございます。いよいよ本定例会の最終日となりました。その冒頭に大変申しわけありますが、訂正をさせていただきたいと思っておりますが、議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）につきまして一部訂正がございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

詳細につきましては、財政課長より説明をさせますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 続いて、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） 財政課長でございます。それでは、議案第54号一般会計補正予算（第2号）につきまして、まことに申しわけございませんが、訂正がございますので、よろしくお願ひいたします。

補正予算書の5ページですけれども、第2表、債務負担行為補正の補正後限度額の訂正でございます。積算誤りによるものでございまして、1億2,548万3,000円を1億748万3,000円に訂正をお願ひ申し上げます。

今後、議案提出に当たりましては十分注意し提出いたしたいと存じますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）の訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって——12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 異議はないんですけども、私2つのことを言ってるんですね。一つはこれのことだったんですけども、もう一つは、これを補正する場合、末尾に添付すべき債

務負担行為の調書、これもやっぱりきちっと変更したものをつけるべきではないかということは従来からずっと言い続けてきたんですけれども、これまで一回もそれされたことないんです。当初予算の調書そのものがまた、補正前の金額が1億3,037万7,000円ということで、1,000円違うんです、金額が。だから、当然今度補正後の金額ときちっと載せれば正しい数字に調書になるにもかかわらず、それをやらないということで、質疑は設けられておりませんが、次回からはぜひこういう債務負担行為の変更を行ったときは、調書の該当する箇所だけでも結構です。調書をきちっと添付するようにお願いします。

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）の訂正の件については承認をされました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

.....
午前10時09分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開します。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

それでは、本定例会において付託いたしました請願2件、陳情3件について各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（**高橋 義孝君**） おはようございます。総務常任委員会委員長、高橋義孝です。本委員会に付託の陳情1件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

審査の日時、場所、出席者については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

審査結果、受理番号4、受理年月日、平成22年5月28日、件名、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情。

昨年の衆議院総選挙において民主党はそのマニフェストで、人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准することを掲げており、千葉法務大臣は、平成17年8月に民主党が国会に提出した人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案（人権侵害救済法案）に沿って、法制化に向けたスケジュールを立てる方針を表明しています。人種、信条、性別などによる差別や虐待等の人権侵害は断じて許されることなく、法案の理念自体には賛同するものであります。

しかし、その内容にはさまざまな問題があり、民主党案では内閣府の外局として人権救済機関

を設置し、差別や人権侵害があった、あるいは、そのおそれがあるという認識に基づいて救済措置を行うこととなっています。

しかし、差別、人権侵害の定義があいまいであるため、個人の良心に従った自由で正当な表現行為であったとしても、人権救済機関が差別や人権侵害であると認定した場合、規制や罰則を受けるおそれがあります。このことは、国民の言論・表現の自由を直接的または間接的に抑圧することになりかねず、思想及び良心の自由を保障した憲法の理念と相入れないものであります。

また、罰則を科すことや取り締まることは、逆に行政機関による新たな人権侵害を引き起こす懸念があることから、国民の幅広い議論を喚起するとともに、地方の意見を十分に聞くなど慎重な対応が求められます。

委員からは、情報が少なく、継続して審査してはどうか等の意見、また、早期に結論を出すべき等の意見がなされました。その後、各委員の意見を整理した結果、いずれにしても、このままの状況では住民に大きな不安を与えるおそれがあることから、採決の結果、意見書を提出することが妥当であるとの結論に至った次第であります。

慎重審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で総務委員会に付託を受けました陳情の審査報告とさせていただきます。どうぞ、御賛同をよろしく願います。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） おはようございます。教育民生常任委員長の佐藤郁夫です。教育民生常任委員会に付託の請願・陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願1件、陳情1件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

日時から担当を含めて列記のとおりであります。少し多く書いた部分がございます。御容赦願います。

それでは、請願、受理番号6、受理年月日、平成22年5月28日、件名、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願についてであります。

委員会の意見といたしまして、義務教育費無償制度の原則は日本国憲法、教育基本法の定めるところであり、昭和28年、義務教育費国庫負担法が制定され、義務教育費国庫負担制度が開始されました。

しかしながら、三位一体改革の中、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響といった厳しい地方財政の状況などから、自治体においては教育予算の確保が困難となっており、広がる教育条件の自治体間格差の是正が急務となっています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって生じる子どもたちの教育水準の格

差を是正するためにも、教育予算を国の責任において確保・充実させることが必要であります。

教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図るために、義務教育費国庫負担制度は必要であり、本請願を採択と決定いたしました。

陳情受理番号3、受理年月日、平成22年5月28日、件名、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情であります。

委員会の意見として、子ども手当法は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援し、安心して出産、育児ができる社会をつくることを目的として、平成22年4月より施行されました。子ども手当により教育の経済的負担軽減につながることや、景気対策にもなるという考えの一方で、その莫大な財源確保の問題や扶養控除、配偶者控除等廃止による負担増の問題、受給対象者の問題点などマイナス面も数多く指摘されております。

委員会としては、子ども手当がスタートしたばかりの制度であること、また、由布市も6月11日に初めて支給がなされたばかりであり、当面は推移を見守りたいとの意見が多く、継続審査と決定いたしました。

以上、当委員会からの請願・陳情の報告であります。どうぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、太田正美君。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） おはようございます。産業建設常任委員会に付託された請願1件、陳情1件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告いたします。

審査状況は以下のとおりです。

審査結果、請願、受理番号5、受理年月日、平成22年4月28日、件名、庄内町野畑成合地区に市営簡易水道の設置方について。

委員会の意見、本請願は、合併前の旧庄内町時代の平成13年に申請があり、採択されている案件であります。しかしながら、給水区域拡張のための国庫補助金申請を行った際、有収率が低く（69.1%）、漏水調査を行うよう県より指導を受け、今日まで手つかずとなっております。

このような中、請願者より現地で詳細な説明を受けました。現状では、個人が山奥の表流水を利用しておりますが、住民の高齢化により今後の維持管理を継続していくことの困難さを理解することができました。

当委員会では、この地元と十分な協議をする中で、現在、市が簡易水道統合計画を作成中であり、その中に成合地区を給水区域に盛り込むことでその願意を受け取ることができると思います。慎重に審査した結果、全員一致で採択することに決定いたしました。

陳情、受理番号2、受理年月日、平成22年3月23日、件名、改正貸金業法の早期完全施行

等を求める陳情書。

委員会の意見、本陳情は、経済、生活苦が原因の自殺者、自己破産者、多重債務者がふえていること等の深刻な問題に対する改正貸金業法の早期完全施行を求めるものです。法自体は平成18年12月に成立しておりますが、施行については今日に至るまで先延ばしされておりました。

しかし、今年6月18日より同法が完全施行されることは決定事項で、陳情の趣旨である「改正貸金業法の早期完全施行」は既になえられているものと思われまます。他の陳情項目についても、委員会としては趣旨は理解できるものですが、法施行後の動向を見きわめるべきと考え、本陳情による意見書の提出は必要ないと判断いたしました。

慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択と決定いたしました。どうぞ、御賛同のほうよろしくお願ひします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号5、庄内町野畑成合地区に市営簡易水道の設置方についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねします。

地図を見てみますと、川を挟んだ向こう側ということで、ちょっと理解に苦しむんですが、従来表流水を各戸で引いていたということなんですけども、その集落のためだけの小型の給水施設というんですか、そういうことのほうが安くつくんじゃないかというふうに考えたんですけども、そこ辺の議論はされたのかどうか。

それと、簡水の統合計画についてタイムスケジュール等がもうちょっと詳しくわかりましたら、教えていただきたいんですが。その2つの点についてお尋ねいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 太田正美委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 西郡議員にお答えいたします。

第1点目の給水組合等をつくって管理して、現地に行きましても結構山水がありますけど、隣のちょうど地区でボーリングによる水源の確保をして、それで給水をしてるという話も伺いましたので、そういう提案もどうかという話をしましたが、元来、これまでに至るまで、この地域は個々の、それぞれの個人が自分とこだけの給水をするというような過去のいきさつの中で、なかなかその話が難しかったということがあります。で、経過をしますと、今まで橋がかかるまでは陸の孤島として、それぞれいま一協調性に少しなかなか話が進みづらかったという現状の中で、これまでである意味では放置状態にあったというのが実情ですが、高齢化の中でそういうことも言ってもらえないということで、今回の状況になったようです。

それで、その統合計画が今年度中に最終年度を迎えるというような話の中で、どうしてもその計画の中に給水区域の拡大地域として成合地区を入れてほしいという地元要望がありましたので、こういう請願をするという結果になりました。どうぞよろしくお願いします。

○議員（12番 西郡 均君） わからんけど、いいわ。

○議長（淵野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号5を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（淵野けさ子君） 起立多数です。よって、請願受理番号5については採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号6、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 実は、この国庫負担制度といっても、実質は公務員あるいは学校司書、そして、最近では事務職員がああいう形になりました。もちろん事務職員は人件費等、一般職員と同じようにカバーされてるんですけども、基本的には教員だけを対象にしているんです。だから、そういう点では、給食費等も同じなんですけども、国庫負担制度そのものが全部の教育、そういう施策に貫かれてないということはこれまでたびたび問題にしました。委員会のほうでもそこ辺の議論は引き続きやってくれているとは思いますが、どういうふうになってるのか。提出者とのそこ辺の話はきちっとしてるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） お答えをいたします。

そういう中身のことにつきましては、委員会では審議をしませんでした。済みません。

○議長（淵野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**刈野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号6を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**刈野けさ子君**） 起立多数です。よって、請願受理番号6については採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号2、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 2点お尋ねします。

1つは、早期完全施行という完全というところをちょっと見てほしいんですけども、早期施行は、もう委員長報告のとおりこの6月をもって施行されるということになったんですけども、中身についてちょっとお伺いします。

2点目に市町村の多重相談窓口について触れています。もちろん、これの人件費等を国が確保せよということなんですけども、当然、由布市としてそういう窓口がどういうふうになってるかということ把握されておられると思うんですけども、その辺が一体どうなってるのか、そのことが1点。

それと、この2、3、4について、やはりきちっと意見書を国に提出すべきじゃないかというふうに思うんですけど。とりわけセーフティーネット貸付あるいは、ヤミ金融得を徹底的に摘発する等については、これを促す意味でも意見書として上げるべきではないかというふうに思うんですけども、そこ辺はどういうふうに議論されたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（**刈野けさ子君**） 太田正美委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 西郡議員の質問にお答えします。

これまで同法は18年に成立しておりましたが、施行になかなか着手できなかったという事情もあります。また、一方で多重債務とか、そういうものもありますが、一方で借りれないという状況もありますので、とりあえずこの施行の推移を見ながら、その他の状況の判断をする上で、同時にこの意見書を出すのではなく、その辺の世間の状況判断をしながら、次に、そのセーフティーネット等の完全ということに時間をかける必要があるのではないかという委員会の意見の中で、趣旨採択というふうな結論に達しました。

以上です。

○議長（**刈野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 由布市の相談窓口の実態について把握しておられたら、教えていただきたいんですが。

○議長（**渚野けさ子君**） 太田正美委員長。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） そこまでは実態把握をしておりません。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号2を採決します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、陳情受理番号2については趣旨採択とすることに決定いたしました。

次の陳情受理番号3については継続審査です。

次に、陳情受理番号4、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号4を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、陳情受理番号4については採択とすることに決定いたしました。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第3、報告第2号平成21年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類に提出についてから日程第27、議案第58号平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約の締結についてまでの25件を一括議題といたします。

付託しております各議案については、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果に

ついて報告を求めます。

まず、総務常任委員長、高橋義孝君。

○総務常任委員長（高橋 義孝君） 総務常任委員会委員長、高橋義孝です。

去る6月7日、本会議において本委員会に付託の報告4件、諮問3件、承認4件、議案8件の計19件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査の日時、場所、出席者、担当課については、お手元に配付の審査報告書をごらんください。

まず初めに、報告第2号平成21年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、本報告は、去る平成22年4月28日に由布市土地開発公社の理事会が開催され、平成21年度の事業報告及び財務諸表等が承認されたことに伴い、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定をいたしました。

続きまして、報告第3号平成22年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、本報告は、去る平成22年3月17日に由布市土地開発公社の理事会が開催され、平成22年度の事業計画及び収支予算、資金計画が承認されたことに伴い、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定をいたしました。

続きまして、報告第4号平成21年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成21年度中に議決した29の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定し、繰越計算書を調製したことにより、議会へ報告するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定をいたしました。

なお、委員から、調製期限及び調製期日等を計算書へ記載できないかとの意見がなされています。

続きまして、報告第5号平成21年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について、本報告は、平成21年度事業において、関係者との協議に不測の日数を要したため、年度内に完成できなかったことから、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰り越しを報告するものです。

なお、当該事業は4月20日に完了しているとのことでした。

慎重審査の結果、全員異議なく了承すべきものと決定をいたしました。

続きまして、諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号を一括して報告させていただきます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、平成22年9月30日をもって人権擁護委員の3年の任期が満了となるため、諮問3号で豊岡陽子氏、諮問4号で半澤秀宣氏、諮問5号で岩尾豊文氏の3氏について、再任の推薦を諮問するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく、諮問3号で豊岡陽子氏、諮問4号で半澤秀宣氏、諮問第5号で岩尾豊文氏を適任と答申することに決定をいたしました。

なお、委員から、人権擁護委員の選任については、選任基準や選任方法等を検討するなど、幅広く候補者を人選し、推薦するよう意見がなされています。

続きまして、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、由布市税条例の一部を改正する条例、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されたため、これに伴い由布市税条例の一部を改正する条例について、同年3月31日に専決処分したものであるとの説明がなされました。

当局の説明を適切妥当と認め、慎重審査の結果、賛成多数で承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成22年4月1日に施行されたため、これに伴い由布市税特別措置条例の一部を改正する条例について、同年3月31日に専決処分したものであるとの説明がなされました。

当局の説明を適切妥当と認め、慎重審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、由布市火災予防条例の一部を改正する条例、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が施行され、及び、個室型店舗の避難安全管理を推進する必要があるため、これに伴い由布市火災予防条例の一部を改正する条例について、平成22年4月1日に専決処分したものであるとの説明がなされました。

当局の説明を適切妥当と認め、慎重審査の結果全員異議なく承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度由布市一般会計補正予算（第1号）、専決処分の平成22年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の総額について474万5,000円を追加し、156億5,004万5,000円とするものです。

事業内容は、口蹄疫対策経費及び湯布院スポーツセンター人工芝競技場の排水管破裂に伴う復

旧工事で、いずれも緊急を要するものであります。

財源内訳は、財政調整基金より繰入金として充当しているとの説明がなされました。

当局の説明を適切妥当と認め、慎重審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第46号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、人事院からの意見の申し出に鑑み、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、それに基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、職員の配偶者が育児休業している場合であっても、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認を請求することができることや、出産から一定の期間内に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業をすることができるよう改正するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第47号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものであり、新たに規則で定めるところにより、3歳に満たない子を養育する職員への短時間勤務制度や残業免除について条例に追加するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第48号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与から控除できる項目を明確にするための改正であるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第49号由布市青少年問題協議会条例の一部改正について、担当の防災安全課より、組織改編に伴い由布市青少年問題協議会の事務を総務課より防災安全課へ移行していたこと、及び、補導員の証明をより正確に表現するための改正であるとの説明がなされました。

委員より、同協議会の設置目的や青少年健全育成条例の観点から、教育委員会への移行が妥当ではないかとの意見がなされました。これに対し、担当課からは、早急に見直しを行いとの意見がなされ、これを了としたところです。組織機構、事務分掌及び事務事業については、内部で議論を行い徹底した見直しが求められています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第51号由布市下湯平共同温泉条例の一部改正について、由布市下湯平共同

温泉は、下湯平地区及び蓑草地区共同温泉管理組合が平成21年7月より指定管理者として管理運営を行い、間もなく1年が経過しようとしており、これまでの実績を踏まえ、今後の安定経営を図るための改正であるとの説明がなされました。

委員からは、市と指定管理者との連携のもと管理運営のためには柔軟に対応し、より利用しやすい施設となるよう、利用促進の取り組みを期待する意見が出ています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第53号由布市火災予防条例の一部改正について、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、由布市火災予防条例の一部を改正するものであり、燃料電池発電設備に新たに個体酸化物型燃料電池を条例に追加するものであるとの説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）、平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出総額について2億4,323万1,000円を追加し、158億9,327万6,000円とするものです。

当委員会に関係する主な部分は人件費に係る部分で、4月の人事異動に伴う職員の給料及び職員手当の補正分が主なものです。その他、由布市自治委員連合会が5月26日に発足したことに伴い、当初予算で計上していた自治委員への諸費について、由布市自治委員連合会補助金として組み替えをするものであるとの説明がなされました。

これに対し、委員から、連合会発足の目的を明確にし、機能充実を図るよう要望がなされています。

次に、基金繰入金の地域振興基金については、関係条例及びこれまでの議会における質問、答弁の経緯から、関係機関への説明責任が求められています。

また、6月での新規事業に伴う大幅な増額補正については、予算計上のあり方に疑義を感じざるを得ず、計画的な財政運営の観点から問題であるとの意見がなされています。その他、当委員会の関係部分について各課より詳細な説明がなされ、これらの説明に対しては、各委員より縷々質疑や意見がなされました。委員会ではなされた意見、答弁については誠意ある対応を求めます。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第58号平成22年度由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約の締結について、由布院小学校新築（建築主体）工事請負契約については、去る平成22年6月2日に、要件設定型一般競争入札を実施、13社が参加し執行した結果、6億1,071万6,500円（消費税別）で落札され、平成22年6月3日に仮契約を締結したことに伴い、本契約の締結をするに当たり、議会の議決を求めるものであり、契約金額は6億4,125万2,325円（消費税込

み)、契約の相手方は平倉建設株式会社、代表取締役平倉二三雄氏、工期は平成23年6月30日までであるとの説明がなされました。

これに対し、委員から、落札率、最低制限価格の設定及び発注形態等について縷々質疑がなされました。当局より、経済対策等に配慮し、解体工事及び仮設棟工事については分離分割発注を行った旨、また、今後についても鋭意分離発注に努めてまいりたい旨の説明がなされました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

当委員会に付託の報告については、以上で終わらしていただきます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、教育民生常任委員長、佐藤郁夫君。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） それでは、教育民生常任委員会にかかります付託案件につきましても、承認2件、議案5件の審査の結果を下記のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定により報告をします。

期日から担当課につきましては列記のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

審査の結果、事件番号、承認第4号、件名につきましては、専決処分の承認を求めることについて「由布市健康保険税条例の一部を改正する条例」、審査の結果、経過及び理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市国民健康保険税条例の一部改正を行うものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものであります。

改正内容としては、①保険税の基礎課税額の限度額を3万円（47万円から50万円）、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円（12万円から13万円）、それぞれ引き上げること。②保険税を減額する際、応益割合にかかわらず7割、5割、2割軽減を可能にすること。③非自発的失業者の保険税の軽減などの内容となっております。

審査の結果は、全員一致で原案承認すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、承認第6号、件名が専決処分の承認を求めることについて「平成22年度由布市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

審査の結果及び経過並びに理由につきましては、湯布院スポーツセンター人工芝競技場の雨水、汚水等を処理するための排水管が漏水し、駐車場や倉庫裏に雨水等が流出をしております。復旧工事が緊急を要するため、専決処分により予算化したものであります。

審査の結果は、全員一致で原案承認すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第50号、件名が由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

審査の結果及び経過並びに理由でございますが、大分県乳幼児医療費助成事業の制度改正により、条例の一部改正を行うものです。

改正の概要は、①乳幼児医療費助成に関する条例を一部改正し、子ども医療費助成に関する条例に変更、②入院医療費の助成を中学3年生（満15歳）まで拡大、③拡大分については現物給付方式などとなっています。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第52号、由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてでございます。

審査の結果及び経過並びに理由についてでございますが、市の機構改革に伴いスポーツ振興課が新設されたことより、条例の一部改正を行うものであります。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第54号、件名が平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、今回の補正は、4月の機構改革や定期異動に伴う予算の組み替えや人件費の増減が主なものであります。

当委員会に係る主なものとして、3款民生費では、1項2目高齢者福祉費19節高齢者世帯に対する火災警報器設置補助金の増については、周知徹底により申請者の増加と、その単価について3,000円ぐらいから1万円くらいまで金額があるとの説明がありました。

2項2目児童運営費19節保育所等施設整備事業補助金では、すみれ保育園の現地視察を行いました。建物の老朽化が進んでおり、屋根がはがれ落ちていたり、天井が落ちていたり、危険箇所が多くあり、柱の傷み等も激しいことから、早急な予算執行（工事着工）が望まれます。入札による業者選定を指導してほしいとの意見がありました。

10款教育費では、1項4目中高一貫教育推進費18節機械器具費（楽器購入）について多くの意見が出されました。

積極的な意見として、①地元の高校存続に向けて市全体で取り組んでいるのだから、積極的に支援すべきである。②貴重な寄附があったのだから、今こそ市が支援・協力体制を示す絶好の時期である。③生徒確保に向けて、吹奏楽部の誕生により入学希望者がふえるのではないかと、などの意見が出ました。

一方、慎重な意見として、①政策的なものなら予算の組み替えが必要ではないのか。②他校との均衡がとれているのか。③楽器購入の情報が事前に流れていたのではないかと。④希望があれば、どの部にも支出するのか。各種の部活動に対する支援基準はあるのか。⑤吹奏楽部充実により入学者が増加するという根拠はあるのか。⑥備品管理がきちんとなされるのか、などの意見が出されました。

結論として、委員会としては、予算計上には賛成であるが、その執行については、①部活動支援の基準がはっきりしていないこと。②吹奏楽部の創設により本当に入学希望者がふえるのかど

うかの検証が十分でないことなどから、当面は見送るべきとの意見に至りました。

7 項 2 目体育施設費 1 5 節工事請負費では、天然芝と人工芝の比較について質問が出されましたが、近年の動向として人工芝に移行していること、当初の工事費は天然芝のほうが安価だが、その特性や使用制限、ランニングコストを勘案すると、人工芝のほうが望ましいとの説明がありました。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第 5 5 号、件名、平成 2 2 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、歳入は、第三者求償の損害賠償額と高額医療費合算サービス費の増額による国庫、県等交付金、負担金、繰入金の増額です。歳出は、高額医療合算サービス費の増額については、2 1 年度の申請分と今年度の対象者を見越しての増額となっています。

歳出の財源充当については、国庫支出金、県支出金、繰入金の増減があった場合には、その都度調整を行っているとの説明がありました。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、事件番号、議案第 5 7 号、件名、平成 2 2 年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第 1 号）、審査の経過及び理由並びに結果でございますが、歳出減額は、正職員から嘱託職員になったことによる人件費の減額によるものです。

公金管理については、平成 2 2 年 5 月から夜間金庫に保管し、翌日貸金庫に預けることとなったと報告がありました。臨時職員の公金取り扱いについては、地方自治法等の制度上は特に問題はないとの説明を受けましたが、管理運営上は正職員が望ましいという意見が出ました。

また、雇用保険料については、来年度から組み替えるとの説明がありました。

審査の結果は、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

当委員会に係る分につきましては以上でございます。どうぞ皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、産業建設常任委員長、**太田正美君**。

○産業建設常任委員長（**太田 正美君**） 産業建設常任委員会委員長、**太田正美**です。委員会の審査報告をいたします。

本委員会には承認 1 件、議案 2 件の 3 件が付託されております。

審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 1 0 3 条の規定により報告いたします。

審査状況は下記のとおりです。

審査結果、承認第 6 号、件名、専決処分の承認を求めることについて「平成 2 2 年度由布市一般会計補正予算（第 1 号）」。

経過及び理由、歳入歳出予算にそれぞれ474万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億5,004万5,000円と定めるものです。

当委員会に係る予算として、さきに宮崎県で発生した口蹄疫の影響により、5月の子牛市場が中止となり、出荷できなくなった家畜農家に対する経営支援として、子牛1頭につき濃厚飼料1カ月分1万3,500円の補助、122頭分です。また、雑子牛市場が延期、中止された関係で出荷できなくなった酪農家に対する、1頭につき粉ミルク1袋(20キログラム)8,670円の補助、5頭分です。

続いて、防疫対策については、口蹄疫予防のための消毒剤(消石灰)1袋780円の購入予算で、前回国が配布したときと同じ640袋分を予算計上したものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、件名、平成22年度由布市一般会計補正予算(第2号)、経過及び理由、歳入歳出予算にそれぞれ2億4,323万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億9,327万6,000円と定めるものです。

今回の補正は、4月の定期異動に伴う人件費の調整が主なものでありますが、当委員会に係るそれ以外の予算として、まず歳入では、土木費国庫補助金について、21年度の歳入を22年度に誤って転記してしまったための減額補正、農林水産業費県補助金について、挾間、庄内のいちご農家2名の省力化、収穫量拡大等のためのブランドを育む園芸産地整備事業補助金356万円の増額が主なものであります。

歳出では、環境対策費について、山王川流域の希少生物生息調査業務委託料460万円の新規、農業振興費について、挾間、庄内のいちご農家2名のブランドを育む園芸産地整備事業補助金の534万1,000円の増額が主なものです。公共下水道費について、下水道処理場用地の境界復元測量委託料82万2,000円の新規。これは大分県事業評価監視委員会への報告に向け、補助金適正化法という財産処分申請書類として境界復元が必要なための予算措置です。住宅管理費について、歳入の土木費国庫補助金の減額補正に伴う財源更正が主なものであります。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号、件名、平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、経過及び理由、歳入歳出予算にそれぞれ870万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億465万2,000円とするものです。

今回の補正の主な理由として、歳入では、県からの水道管移設補償費として、雑入1,350万円の増額、一般会計繰入金479万3,000円の減額です。歳出では、県道改良工事に伴う水道管移設、仮設工事により工事請負費1,350万円の増額、4月の人事異動による給料381万1,000円の減額、職員手当等98万2,000円の減額です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。どうぞ御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で各常任委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを、再度お願いしておきます。

まず、日程第3、報告第2号平成21年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第4、報告第3号平成22年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第5、報告第4号平成21年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第6、報告第5号平成21年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第7、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより諮問第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第8、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより諮問第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第9、諮問第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより諮問第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第10、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 反対討論を行います。

政府の法の改正によって求める条例改正でありますけども、やはり子ども手当のために扶養控除を廃止して、今度全体の扶養親族に対する扶養控除等申告書という作業になります。

いずれにしても、子ども手当のかわりに扶養控除を廃止するという事は、こちらは反対であ

りますんで、条例化することも同時に反対ということで表明させていただきます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成者に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第11、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第12、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 委員長にお尋ねします。

今回の改正にかかわる対象世帯と金額ですね、どのくらいなのか。基本的に、その最高限度額についてどういうふうに関員の方で議論されてるのか。私は、どのくらい所得があってもそれで打ち切るといふのも問題があるし、同時に、所得の少ない人でもすぐにこの最高限度額に到達するんです。それだけ国保税が高過ぎるんです。そういう議論がどういうふうになされて、今度の条例を容認するようになったのかということをお伺いしたいんですけど。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 西郡議員にお答えします。

対象者につきましては、6月7日現在の失業者の部分につきましては22名であったそうでございますし、最高限度額を引き上げて全体的には国保税を上げなきゃならん状況の中で、低所得

者を含めてそういう人たちに負担が増加しないように、やはりその所得の高い人からその分を負担していただくと。したがって、応益分、議員が御存のとおり応益分も7割、5割、2割軽減も継続して由布市は行う、そういう状況でありましたし、詳しい内容につきましては審査をしておりません。

○議長（**渕野けさ子君**） いいですか。

○議員（**12番 西郡 均君**） よくない。審査してないちいうことです。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 基本的に反対なんです。なぜかという、その所得のある人がこのくらいおさまってしまうと。いわゆる高額所得者の場合はそれが非常に私は不当だというふうに思うんです。

ところが、先ほども言いましたように、低所得者でもその最高限度額にすぐなるという今の税制度の問題、そのものに踏み込んでやっぱりきちっと議論してほしいというお願いです。

国保加入者のもうほとんどが——ほとんどと言ったら失礼ですけども、50%がいわゆる普通住民税の課税の対象にならない人たちなんですよね。そういうことから考えたら、そういう人たちも国保税をかなり取られるということで、もっと踏み込んだ議論をしていただきたいということとを申し添えて、反対討論といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第13、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第14、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「平成22年度由布市一般会計補正予算（第1号）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第15、議案第46号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第47号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第48号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第49号由布市青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第50号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 旧条例という表記の仕方について私の誤解でしたら、誤解が解明できるように、委員長のほうから御説明をお願いしたいんですが。

○議長（**渚野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（佐藤 郁夫君） 西郡委員にお答えしますが、解明できるように説明できるかわかりませんが、私が審査した中で言えることを答弁として申し上げます。

この条例につきましては、本年4月から、結局年齢を7歳から助成ができる分の改正と、10月1日から改正した県がやはりその分を負担すると。由布市が今した分につきましては、入院費等は中学3年生まで、15歳まで引き上げていくと、そういう主な内容でございますし、この条例の附則の分につきましては、それぞれ乳幼児医療費、児童医療費の部分を今度新たに子ども医療費という形の名称に変えて、統合していくためのそういう策定準備でございまして、そういうことからしますと、この条例のつくり方は適正であるというふうに説明を受けましたし、委員会でもそのように結論を出しました。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（瀧野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第51号由布市下湯平共同温泉条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（瀧野けさ子君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第52号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてを議題と

して、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第53号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第54号平成22年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 54号の指摘事項の中に、すみれ保育園の早期着工を望んで、入札による業者選定を指導してほしいという意見を付しています。これは一体どういうことなのか、ちょっと理解に苦しむんですが、その内容等わかりましたら、理解できるように教えていただきたいと思います。

そして、末尾の結論として、予算計上には賛成であるが、その執行については当面は見送るべきとの意見に至りましたということは、全会一致で予算執行を停止せよということのようです。どういうふうに理解したらいいのか、ここの2点書いている部活動支援の基準あるいは入学希望者がふえているという証明ができれば、その執行を解除するというところで理解していいのかどうか、そこ辺のところを教えていただきたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 西郡議員さんにお答えします。

1点目のすみれ保育園につきましては、市の直接事業でございませし、県の事業の中で市が幾分か応益分の負担をしている。実施は、そういう社会福祉法人という状況の中になれば、うちが選定して工事をすると、そういう状況になりませんので、こういう希望があったということの意見の書き方でございます。

それから、2点目につきましては、非常にこの面につきましては、ここに書かせていただきました積極的な意見と慎重論ということで、かなり意見のいろんな立場から、市民からあったとか、いろんな形の中で審議を十分したところではありますが、せっかく由布高校が来年度、23年度、中高一貫教育が始まるという中で、その意識と申しますか、中学生に対するものがやはり判断しやすいような状況をつくりだしていこうという積極的な意見も本当に多かったわけではありますが、ただ、今言う、ここに書いておりますように、やはり部活支援の基準とか、施設備品の管理とか、それとか、そういう予定者がやっぱり今、中学には吹奏楽部に入っている方がかなり、100人弱おられるそうでありまして、そういう方たちのやはり調査というのもまだ不十分であるという中で、やはり全体的な公平性から見た時のことはどうかと。

ただ、今問われているのは、市内由布高校1つしかございませぬ。そういう中でいけば、やはり市としてのそういう支援をするべきじゃないか。そういう人でなるだけやっぱり地域は地域で人を育てようじゃないかと、そういう気持ちもあります。予算のやはり執行につきましては、現時点ではやはり厳しいということになれば、こういう今結論として書きましたこと等につきまして、やはり検証を深めていくなれば、中学生保護者の思いも取り上げていくべきではないかということになりましたので、こういう結論でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） いま一よくわからないというか。その次に書いている人工芝に移行するほうが望ましいという説明ですね。それは当局はそういう説明するかもしれんけども、私が一般質問で言ったように、天然芝に対する維持管理ですね。そのことについて、委員会の中で検討されてるのかどうか。全くああいう議論を無視して、これだけ確かめただけということなのか、その辺を教えていただきたいんですが。

○議長（**瀧野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 議員が一般質問等々で御指摘のあった分につきましては、審議の中でも審査いたしました。で、結論としてこういう形になりました。近年、県内におきましても人工芝が建設されていると。確かに天然芝は環境問題を含めて、そういう部分でよい面もあるんですが、やはり管理する仕方が非常に厳しい。確かにそういう一部で管理をされている○

Bの方もおられるそうなのでありますが、やはり全体的に見れば、この人工芝と天然芝の10年ぐらいかけたときの見直しも含めて、委員会の中で議論をさせていただきました。どうしても雑草が生えたり、雑草を駆除したり、天然芝を張りかえたりすると、その間、使用が2カ月、3カ月できない。そうすると、各クラブを含めて、そういうときにはやはり場所探しに苦慮する。そういうことも含めて、また、ランニングコストをここに書いてますように、その分がやはり10年かけたときは3,000万円、4,000万円のやはり差が出ると。そういうことも議論をした中で、こういう結論に至りました。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 12番議員と重なるんですが、教育民生常任委員長に重ねて質問をいたします。

楽器の購入費ですけど、もうちょっとはつきり具体的にお聞きしたいんですが、委員長報告で、その2点の部分、検証と基準がはつきりしてないので、当面は見送るべきという意見ですけど、当面というのは具体的にどのくらいことを言っているのか。

というのは、このままですと、執行部のほうが逆にいつこれを執行していいのかわからないという、非常に困るではないかなと思います。予算は計上するけれども、執行については部活動支援の基準ができて、それから、入学希望者がふえるかどうかの検証が出たら執行していいという意味なんでしょうか。で、それにはどのぐらいの期間がかかると。今年度中に執行できるという御意見なのかどうかを具体的に教えてください。

それから、もう一点、今の人工芝のグラウンドの件なんですけれども、総務委員会からも、こういう大きな工事費の計上が6月補正で上がってくるのは、新規事業として大幅な増額修正は問題であるという指摘も出ております。

で、議案質疑のときには、この事業については事前に教育民生委員会には報告があったというふうに答弁がありましたけれども、教育民生委員会としては、今年度の事業としてこれを6月補正で計上することについては、どういう御意見や検討がなされていたのかを教えてください。

○議長（**渚野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 小林議員さんの質疑にお答えをいたします。

先ほどの楽器購入につきましては重なる部分でございます。たしかこういう文面でははつきりしないと思いますけれども、本当は、せっかく執行部が支援しようという状況でありましたんで、取り上げていこうという方向もあったんですが、現時点では、この2つがやはりきちっと検証できないということでもありますんで、こういう部分が検証できれば、当然いつかは委員会も開きまして、やはり子どもたちや保護者または皆さんの——やはりきょうもちょっと、ある委員さんか

らそういう意見が一部ございました。だから、そういう面も含めてきっちとしたやはり方向性というのは出していかなければならないと、そういうふうに思っています。

それから、2点目の人工芝の件につきましては、委員会にございまして、非常に高額な工事費でございますので、当初やはり議案質疑のときにもあったと思いますが、やはりそういうサッカーくじ等の助成があれば、そこ辺のところをして、市の持ち出しを少なくしようと、そういう状況でありましたので、もしそういう状況になれば上げさせていただくという形で委員会に話がございました。

限られた予算、また、そういう施設がやはりあれば、そういう企業も含めて、子どもたちも含めて、学生も含めてやはり利用できるということになれば、こういうのを整備してスポーツ振興を、あわせて青少年健全育成も含めた、また、企業支援等も含めて、また、そうすれば高校等も、また育ってくる子どもたちのために、やっぱり就職等も含めて今後の課題としてそういう企業に協力をしていただくということも含めて審議もしました。そういうことで、こういう結果になりました。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） わかりました。ただ、もう一回だけ確認です。部活動の支援の基準がはっきりしていて、その検証ができれば今年度中に、要するに、今いる子どもたちが、今の学年の子どもたちも吹奏楽部でこの楽器を使って活動ができるという、今年度中に可能性があるというふうに認識しているのかということを確認。

それと、もう一つ、天然芝の財源なんですけれども、スポーツくじが充当されたら計上されるだろうということは了承していたということなんです、一般財源の持ち出しがあります。地域振興基金をそれに充てておりますけれども、この一般財源の補助分については、地域振興基金を充当するという予定だったということは、事前に教育民生委員会としては了承していたんでしょうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えをします。

当然予算はいいということですので、これは全委員さんにまた確認しなきゃなりませんが、予算がいいということは、やっぱり執行が可能であるということになれば、こういうことも含めてクリアをした場合には、やはりそういう希望もかなえてやると。また、皆さん体制をつくって出費をすべきだと、そういうふうに思っています。

それから、2点目のt o t oの問題でございまして、特に、議員も議案質疑のときになさいましたように、振興基金の使い方がございます。ただ、そのときは、そういう財源内訳につきまし

ては話はありませんでした。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 溝口です。教育民生常任委員長にお伺いします。

また吹奏楽部の楽器購入でございますけれども、2点。一つは、寄附があったということですが、この具体的内容を教えてください。

2点目が、結論のほうでございますけれども、予算計上は賛成というのが全員であったのかどうか。質疑のときにも私申し上げましたけれども、県費で運営される県立高校に市費を投入してまで助成をするというところに市民の理解が得られるのかどうかということで、このあたりが非常に重要ではないかというふうに申し上げました。したがって、その計上に賛成したという理由について、そのあたりの内容。この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 溝口議員さんの質疑にお答えいたします。

寄附につきましては、私も初めて、この議会が始まっていろいろ資料等をいただきまして、そのときにわかりました。現物をその寄附の方が現物を買って高校のそういう吹奏楽準備会等に寄附をしたそうでありまして、中身につきましては、個々につきましては存じ上げておりません。

それから、2点目につきましては、この報告書のとおり、予算計上を全員一致で賛成をいたしました。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 本来、県立高校でありますから、何度も言いますように、県費で運営されて学校経営はそうなるはずなんですけれども、そういう前提でこれから先の支援の仕方を考えるときに、当然貴重な寄附があったということでありますれば、現物を購入してくれた方がいたと、こういう輪を広げていくのが正道、正しい道であって、由布市の費用を使って県立高校を必要以上に手入れをするという部分での市民の了解、これはやはりかなりな無理が発生すると思います。

その部分をどのように委員会として解決して、当面見送って、先ほども質疑に対して委員長おっしゃってございましたけれども、予算計上は賛成しているんだから、そのうちこれが解除されるんだというふうに私は受け取りましたけれども、この計上自体をしっかりと考えていただかなければいけないと思うんですけれども、具体的にそういう意見は委員会の中で出たのでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えをいたします。

この件につきましては、本当全議員さん、まあ1議員さんは18年のときに、この由布高校が存続されない危機にあるというときに、議会挙げて県教委を含めて皆さんで残してくれと、そういうことでした。その意思は全議員さんあろうと思いますし、私もそう思っています。

ただ、この支援の仕方。ただ、この高校がやっぱり由布市内に1校しかありませんし、由布市の由布高校の問題でございます。したがって、いかにして市がバックアップ体制をするかということは、私も申し上げてきたところでありますし、やっぱり多くの方が支援をしようという気持ちは変わりないと思いますが、ただ、今、議員申されたように、やっぱりその県立高校で自分とこのやはり努力はないのかということも高校側にとってはあると思いますが、市としての考え方として、現時点ではやはり、市としてはどのくらい支援ができるのかなと、そういう思いも多くの人から私あて、やっぱり意見も届いておりますし、そういうところを勘案する中で、委員会として本当に厳しい意見もここに書いておりますのが代表的な部分でありまして、ございましたけれども、何とかまあ予算は、本当にみんなでやはり支援していくという気持ちの中で上げていこうじゃないかと、そういう意見はもう本当全員でございました。

そういうことの中で、やはり何としてもそういう時期が一つ問題があるものですから、来年に向けて、ほんなら来年すりゃいいじゃないとか、そういう検証期間はございません。もう短期間にやっぱりそういう検証も含めながら、いかにして支援をしていくかということも含めて、うちの委員会がやはり付託出されている部分がございますので、その時期が来れば皆さんに意見をお聞きして、やっぱり意見としてまとめてまいりたいと、私は委員長としてそう思います。よろしく願いいたします。

○議長（刈野けさ子君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 心情としては非常に理解できるんです。確かに市に1校しかないという高校ですから、継続というのは、もうこれは危機がやってきたときに、この議会、第1期の議会でも市議会できちんと全員で支援を決定しました。

しかし、これは金銭的支援ではなくて、いろんな面での総合的な支援ということを理解しなきゃいけないと思いますし、そういう議論をいろんな面での充実とか、宣伝とかつくらなきゃいけないとうふうな意見が出て当然だと思うんですけども、そのあたりがどうも今の委員長のお答えの中には入ってないような気がいたします。決してやってはならんというわけではないんですけども、心情的にはちゃんとわかります。しかし、通すべき筋はきちっと通さないと、間違った方向に行った場合に、市民の本当の市に対する信頼というのが崩れるんじゃないかという危機意識で、私は今回このブラスバンドの楽器購入については、いろいろと耳が痛いかもしれませんが、こういう意見を申し上げているところです。そういう内容は委員会の中でちゃんと出たと思いますけれども、いかがでしょう。最後に教えてください。

○議長（**瀧野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 答弁申し上げます。

本当に皆さんが支援していこうという気持ちは一緒なんですけど、現時点でのやはり不安、やっぱり多くの市民の中でそういう誤解を招いてはいけない、そういうことも含めて、皆さんが心配の余りこういう意見も出しましたし、委員会としても一生懸命本当に努力も、審議、審査もさしていただきました。本当に今後そういう状況も加味入れて、また審議をもしするときにあれば、そういうことも、議員おっしゃるようなことも踏まえて審議をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 小林議員の質疑に対して、委員長が企業のクラブ活動について若干触れました。その部分が私にもちょっと気になるんですけどね。委員会としてはどういう議論をされたのか。豊洋というのは、たしか今度九州1位になったかもしれんけども、実際、上ノ原で練習しとったちいうことも私知らないし、この庄内豊洋、挾間豊洋の中で、そういうクラブ員がいるちいうこと自体も私知らなかったぐらいで、そこ辺の活動ちいうのは全くわからないんですけども、委員会ではどの程度までつまびらかになったのか、そこ辺をぜひ私たちがわかるように教えていただきたいんですけども。

○議長（**瀧野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） お答えします。

私どもも詳しいことは存じ上げておりませんが、委員会の中で、やっぱり使用することは、やっぱり豊洋が。今、九州リーグと申しまして、今御案内のように、日本は1部リーグ、2部リーグですね。プロがございまして。そして、その下にいろんな各支部、九州地区なら地区、いろんな支部のクラブがあるそうで、その中で9社ほどある中を豊洋の先週も勝って、今、九州のそういうリーグの中ではトップだそうで、非常に全社挙げての取り組みをして、やはり子どもたちも含めてそういう人材があれば、そういう人を活用しながら生かしていきたい。そういうとこしか聞いておりません。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） まず、その点です。反対討論の私が最も懸念するのは、その1企業のために——ためにというわけじゃあなかろうとは思っただけども、中身がもう非常にあ

やふやなんですね。今、委員長自身も答えたように、よくわからないということで、その実態はだれもわからないんです。そういう点では、時期尚早というんですか、こんな1億5,000万円も使ってこれに投入するということではないというふうに思うんです。もう少し緻密な背景や、あるいは、計画等が議員に明かにされて、そして、この議案が出されると。そして、皆さんで議論して是非を問うと。いとまもない上に、生半可なことでこれにゴーサインを出すというのは、先ほどの由布高校より悪いですね。由布高校はある程度県が抱えなきゃ由布市立でもしようかという話も出たぐらいですから、それはそれでわかるんです。この人工芝にするなんということは、もう少し慎重にあってしかるべきだというふうに思います。ぜひ、皆さん反対して、引き続き至急に補正予算を組み直してもらって、次の臨時議会でも可決したらいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） 賛成討論のほうありましたら。佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） 私は、この議案第54号につきまして賛成の立場で、1議員として、また、委員会として賛成討論をさせていただきます。

確かに議員言われるように、人工芝のことにつきましても、まあ行き先が見えない部分も確かにあります。しかし、私は聞いてるところは、やはり高校生、中学生を含めて、そういう人材をやっぱり今、企業が挟間、庄内にあります。そういう人材育成、また、市のためになればと、そういう思いの企業であるということも聞いていますし、やはり市としても企業育成というものもあるだろうと、そういうのを私は思っています。

そういう立場で賛成をしますし、ちらっと由布高校のことを申されましたが、由布高校も今が一番大事だと思っていますんで、何としてもそういう時期に、時期を失することなく皆さんで市の支援体制ということも必要ではなかろうか、そういう思いでこの議案に対して賛成討論いたします。よろしくお願いします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。4番、長谷川建策君。

○議員（**4番 長谷川建策君**） 賛成討論です。

いろいろな意見がありましたが、信条がわかるんなら、子どものためです。目的がですね。もちろん学問も大事ですけど、部活、それで学校の存在。県が出さんなら、市がちゃんと組んでくれているんやから、早急に私は出してもらいたいと思います。

それから、人工芝の問題ですが、天然芝と委員会で相当長く、何十年後を目指して計算し、人工芝で、また、豊洋の、今、サッカーブームであります。相当な人口が子どものサッカーで来るんじゃないか。いずれは、その豊洋にも経済的効果を大きく及ぼすちいう形で、私は、この2点において賛成いたします。

以上です。

○議長（**瀏野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 1番、**鷺野**です。私は賛成討論です。賛成です。

まず、賛成の由布高校の吹奏楽の件でございますが、まだ時期尚早としたのは私でございます。私が確かに言いました。その中におきまして、まだ由布高校の内部におきまして吹奏楽を始めるのであれば、やはりインターネット等で使用されてない楽器等、そういうものを募集したりして、まずそういう準備をするのがまず当初ではないかと。

そういう中で商品がそろわんのであれば、そういうのに対して市がするのであればいいんではないかということで、私はちょっと待ってくださいという意見を出しましたが、そういうのが整えば私は賛成だと思っております。

また、現在、中学校で吹奏楽は挟間、庄内合わせまして約100名の生徒が今、吹奏楽をしております。そのうち約1学年は30名平均だと思いますが、現在、ことし1年生の由布高校の入学者の中、吹奏楽をやっておるのが15名、約ことし105名由布市内から由布高校に進学しましたが、約15%がその中で吹奏楽をやっております。今現在、その中で約30人由布市内で吹奏楽をしているものがおれば、そういう方が1人、2人でも行って、約30%近い入学者がおれば、もっと由布高校が楽になるのではないかというふうに考えておりますが、ちょっとやり方に今、まだ問題があったというふうなことでしております。そこんところを御理解をして、もう少し様子を見ていただきたいというふうに思います。

また、人工芝におきまして、何もしないわけではございません。10年間やっぱりしたときに結果的にどうなるか。さっき委員長も申しましたが、約10年間で3,000万円ぐらいのやっぱり人工芝と天然芝では差があると。その中でやっぱり一番のネックになるのは、人工芝の場合は手入れをしたら2カ月ぐらいの使用ができないというふうな養生もでございます。その中で、やはり人工芝のほうがよいのではないかというふうに、我々も何もしないのではなく、そういう検討をしておりますので、そのところをお酌みください。よろしく願いいたします。（「天然芝」と呼ぶ者あり）ああ、天然芝ですね。大変申しわけありませんが、そういうふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（**瀏野けさ子君**） ほかに。14番、**佐藤正君**。

○議員（**14番 佐藤 正君**） 中高一貫教育の件について賛成討論をさせていただきます。

先ほど委員長からも詳しい説明が縷々ございました。ただ、我々委員会として、担当課からいろんな事情説明をいただきました。先般、溝口議員からもいろんな御意見がございましたけれども、それに私は同感をするわけではございませんけれども、この中に数百万円の寄附金があったと。また、全額で購入費が総額の1,700万円ほど要するというような委員会の中でお聞きをいた

しました。560万円程度の今回の予算の計上ですけれども、それに寄附金を充当しますと、まだ1,000万円足りない。それからしますと、約700万円ほど、要するに予算をどっから出すのかなど。また、この次にこうした予算が計上してくるのではないかなというふうに私は思っております。

ただ、この中高一貫教育の推進というような理由で、この吹奏楽部だけこうしたものを購入するだけで、本当に教育というものは子どもさんを入学させるというようなことじゃなくて、まだまだ先にやらなきゃならんことがたくさんあるんじゃないかと、私は思います。

で、委員長も先ほど、早急な予算措置をというふうにおっしゃってございましたけれども、反論するわけじゃございませんけれども、これは当分の間、私は見送るべきというふうに考えておりますので、賛成討論といたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） ほかに討論はありますか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 余り賛成討論ばかりが続くので、反対討論でいきます。討論の活発化ということで。

私が一番申し上げたいのは、予算の中身についての議論ももちろん必要ですけれども、私が今回あえてここで反対をするのは、予算の計上の仕方です。で、しかも、6月補正予算です。この間の3月議会で、当初予算を我々議会は承認しました。可決しました。1年間分の市の予算の使い方をみんなで慎重審議して決めたわけです。で、そのわずか3カ月後に補正予算で計上しなければならぬというのは、よっぽど緊急性のあるものか、あるいは、当初から事業が必要だというふうに全員の認識があった上で、ようやく財源が見ついたから、その措置としてやるというふうな納得がないと、6月補正で途中からこうやって事業を上げてくるというやり方が問題だと、私は思っております。

もちろん、教育民生委員会には事前に事業の予定があるという説明があったというふうに聞きましたけれども、じゃ、その財源はどうするのかと。先ほど聞きましたけれども、地域振興基金が充てられることも委員会としては聞いていなかったと。計画的な財政運営をするためには、その当初予算の積み上げ方、それから年度途中の予算の計上の仕方というものをもうちょっときちんと計画的に、そして、議会の中でもきちんとそういうものが計画的に議論をされていかなければ、年度途中にこうやって企業からちょっと要請があったから、すぐつけるとか、特別な交付金があったから急に事業をするとか、そういう無計画な財政運営が一番問題だというふうに申し上げたい。

そのために警鐘を鳴らす意味でも、今回の6月補正でのこういう緊急的な多額の補正予算には、私は反対いたします。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで討論を終わります。

ここで地方自治法第117条の規定によって、すみれ保育園という当該社会福祉法人の理事であります太田正美君の退場を求めます。

〔13番 太田正美君 退場〕

○議長（**渕野けさ子君**） これより議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立15名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは太田正美君の入場を許します。

〔13番 太田正美君 入場〕

○議長（**渕野けさ子君**） 議案第54号は可決されましたので、お知らせいたします。

ここで生野征平君が所用のため退席を許可します。

〔20番 生野征平君 退場〕

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第24、議案第55号平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 財源更正で1,000円の組み替えについて尋ねたところ、委員長報告の中で、その都度調整を行っているということで理解してるみたいなんですけども、今回初めていろんなところに1,000円だけの組み替えが出ているんですけども、その辺はどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 済みません、一応、もう御報告にこのように書かしていただきました。私も、この1,000円単位を含めて1年、通年で予算というのは上げてきて、補正でかなりそういう事象が発生したときにするんだらうというのは、そういうのは思っていたが、執行部が申しますのは、やはり財源充当をその都度したほうが、後の最終的に積み上げていって整理するときに、そのほうがいいと。そういう状況にやっぱり今からはしていこうと、そういう説明がございましたので、こういう答弁となりました。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第56号由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第57号由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） これ間違ってるんじゃないかと指摘したら、間違っているようにあるから組み替えるということだったんですけど、来年度からというふうになっていますね。何で当該年度それができないんですかね。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） この時点では補正でありまして、後の事象、そういう事案が起こってきたときは、本当に議員が言われるような状況もあるかもしれませんが、この時点ではこういうことで、来年度したいという説明がございましたので、委員会としては、そういう方向で認めたわけでありまして、今後気をつけたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） たびたびで済みません。教育民生委員長にお聞きをします。

委員長報告の中で臨時職員の公金取り扱いについては、地方自治法等の制度上は特に問題はないとの説明を受けたというふうに書いてあります。この臨時職員の公金取り扱いについては、質

疑のときに同僚議員から指摘をされたので、総務委員会でも一部審議がされました。執行部側からの見解は、総務委員会の中では示されなかったんですけども、教育民生委員会の中で執行部が示した地方自治法上の制度上の問題がないというのは、地方自治法上のどこの部分を根拠にして問題はないというふうに説明があったのでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 佐藤郁夫委員長。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） そういう議案質疑の中で、太田議員から出されておりましたので、やはりうちの委員会できちっとしてくれと。大丈夫かと、臨時職員で。そしたら、執行部としてきちっとした統一見解を出すから、委員長報告まで協議しますと、そういう形でありまして、この書いているとおりです。地方自治法上特に問題ないということでございましたので、それで書かせていただきました。

以上であります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 済みません。委員長報告までに執行部側が見解を統一するというふうに説明があつて、で、見解が統一されて示されたということでしょうか。であれば、例えば、地方自治法上何条を根拠に、どういう見解で問題がないというふうな説明があつたのか、どうか。

済みません、我々総務委員会も今後、執行部で見解を統一するところまでは聞いておりましたけれども、執行部の結論としては我々聞いておりませんでしたので、もし教育民生委員会に執行部側の統一見解が出たということであれば、具体的にその中身を教えていただきたいんですけども。具体的に地方自治法上の何条を根拠に、どういう見解で問題がないという説明があつたのかどうか、教えてください。（「議長、休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（**瀧野けさ子君**） 暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時18分休憩

.....

午後1時19分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

それでは、佐藤郁夫委員長の答弁をお願いします。

○教育民生常任委員長（**佐藤 郁夫君**） 済みません、当然地方自治法上という中で、私が資料提出をしないばかりに、この時間をとりまして、おわびを申し上げます。

それでは、小林議員さんに答弁申し上げます。

地方自治法上というのは、会計管理者の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置くことが、地方自治法第171条に規定されております。同条第2項では、出納員その他の会計職員は、普通公共団体の長がこれを命ずることになっております。出納員は地方自治法第

172条第1項に規定されている職員を任命することになっております。

その他の会計職員は、それ以外の臨時、嘱託職員も勤務をさせる規定であるということで説明を受けました。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第58号平成22年度由布院小学校新築（建設主体）工事請負契約の締結についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1. 発議第9号

追加日程第2. 発議第10号

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（**渕野けさ子君**） お諮りします。ただいま議員発議として、発議第9号及び第10号並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、以上の3件は追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第9号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。9番、佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） お疲れさまでございます。では、発議第9号義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成22年6月14日、由布市議会議長渕野けさ子さま、提出者は私、佐藤郁夫でございます。賛成者は、由布市議会議員利光直人さん、由布市議会議員鷺野弘一さん、由布市議会議員廣末英徳さん、由布市議会議員甲斐裕一さん、由布市議会議員長谷川建策さん、由布市議会議員佐藤正さんでございます。

提案理由、子どもたちに教育機会均等と教育水準を保障するため。

裏面に義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書案がございます。御一読していただきたい。昨年と変わっておりません。

記として、憲法の保障する義務教育費無償制度のもと義務教育費国庫負担制度を堅持することということで、渕野議長から内閣総理大臣ほか、それぞれの所管大臣に送りたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（**渕野けさ子君**） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、発議第9号義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 先ほど言ったことは含まれてないんですけども、通常毎年出しているというふうな説明だったんです。これ今までうかつにも気がつかなかったんかと思います。一番下段の「下記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。記、1、憲法の保障する義務教育費無償制度のもと義務教育費国庫負担制度を堅持すること」となっています。

下記のとおりというのから考えたら、ちょっとこれじゃあしっくりいかないんですけども、毎年こういう形で出してたというのは、ちょっとうかつだったんですが、下記のとおりというのは

変な感じがしないですか。委員長が、いや、これはなんも感じないと、これが一番妥当だということなら、このまま出していいんですけども、できればすっきりした形で国に出していただくとありがたいので、そのところだけを保留というか、含めて、意見書可決というふうにしていただきたいんですけど、どうでしょうか、委員長。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） 私も、その書式、意見書（案）をこういう形でしてきましたものですから、逆に議員さん、教えてください。どういう形がよろしいんでしょうか。

○議員（**12番 西郡 均君**） そこを含めて可決ということで、いいですかね。はい。

○議長（**渕野けさ子君**） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第10号を上程します。

提出者の提案理由の説明を求めます。7番、高橋義孝君。

○議員（**7番 高橋 義孝君**） 発議第10号「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」成立に反対する意見書、上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。平成22年6月14日、由布市議会議長渕野けさ子殿、提出者、由布市議会議員高橋義孝、同、佐藤友信、生野征平、西郡均、溝口泰章、小林華弥子、二ノ宮健治。

提案理由、「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」では、差別や人権侵害があった、あるいは、そのおそれがあるという認識に基づいて、令状なしでの居宅への立ち入り調査、動産等の押収、とめ置きができるという人権委員会というものが設置されることとなっています。差別、人権侵害の定義があいまいであり、恣意的な運用をされる危険性があります。

よって、憲法で保障された国民の表現の自由が侵されるおそれがある「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」の成立に反対するためです。

裏面をごらんください。「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」成立に反対

する意見書（案）、平成17年8月に「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」が国会に提出され、審議未了、廃案となった経緯があります。民主党のマニフェストには「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択的議定書を批准する」とあり、一般救済措置、特別救済措置を行う人権救済機関が内閣府の外局として設置されることとなっていますが、差別、人権侵害の定義があいまいであり、人権救済機関に所属する委員によって恣意的な運用をされる危険性があります。

すなわち、市民の良心に従った自由で正当な表現行為であったとしても、人権救済機関が差別である、または、人権侵害であるなどと認定した場合、規制されたり、罰則を受けたりするおそれがあります。このような行為は国民の言論、表現の自由を直接的、間接的に抑圧することになりかねず、憲法の理念を踏みにじるものであり、新たな人権侵害を生むことになりかねないことであります。

よって、国におかれては、今検討されている「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」の成立がなされないことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣です。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**刈野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第2、発議第10号「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」成立に反対する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**刈野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**刈野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（**刈野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付をしておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会のあいさつ。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成22年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し述べます。

6月2日に開会いたしました本定例会であります。本日閉会日を迎えることになりました。議員皆様には13日間にわたりましてすべての議案につきまして慎重な御審議をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会におきましては、報告4件、諮問3件、承認5件、そして追加分を含めた議案13件につきまして提案をいたしました。原案どおり可決をいただき、感謝をいたしているところであります。

今回、議員皆様からいただきました御意見や御指摘、御提案をしっかりと受けとめまして、今後もよりよい市政運営を図ってまいりたいと存じます。

さて、依然として景況判断指数はマイナスの傾向にあり、九州の畜産業を壊滅状態に陥れかねない口蹄疫問題や、普天間移設に伴う沖縄の負担分配など、先行き懸念される状況が暗澹として由布市を取り巻いております。

なお、口蹄疫対策につきましては、次期定例会までに早急な対応が必要となります事態が生じるのではないかと憂慮いたしているところであります。万が一の場合、臨時会の開会や専決処分を含めまして相当の措置が必要とされる場合におきましては、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ここ数年大きな水の被害には見舞われておりませんが、本格的な梅雨の時期を迎えまして、河川の氾濫や土石流の発生が懸念されますことから、市民の安全・安心のため防災危機管理の意識を最高度に高めておきたいと考えております。

終わりになりますが、議員の皆様におかれましては、暑さ日ごとに増します時節柄、どうか御

自愛をいただき、ますます御活躍されますことを御期待申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（**渕野けさ子君**） 私より、閉会に当たり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

おくれていました梅雨入りも先日宣言が出され、やっと今ごろの時期にふさわしい気候となつてまいりました。また、各地では蛍が地域活性化の一役を担い、見る人の心を和ませております。4年に1度のサッカーの祭典であるワールドカップ南アフリカ大会も11日に開幕し、日本チームの活躍を期待しているところです。また、心配されます口蹄疫はワクチン接種で終息するかと思われていた矢先、宮崎県内では感染が拡大し、歯どめのかからない状況となっております。今後、大分県まで感染が拡大しないよう防疫対策の一層の強化を願うものです。

さて、6月2日より本日14日まで議員各位におかれましては議会運営、議案審議等で大変御苦労さまでした。特に、本定例会は諸般の事情で例年と違った日程となり、議員各位の御理解、御協力に心から感謝申し上げる次第です。今後も各委員会の先進地視察など何かと御多忙のことが続くかと思われませんが、健康に十分御留意の上、ますますの議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げます。今議会の閉会に当たりお礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

では、これにて平成22年第2回由布市議会定例会を閉会いたします。

大変に御苦労さまでした。

午後1時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員